

身体は所有物か？

——ヘーゲル法哲学における人格性と身体——

鈴木 覚

はじめに

「倫理学とは何か」を問う場合、ひとまず次のように答えることができるであろう。「できること」を「してもよいかどうか」問うのが倫理学である、あるいは、可能な選択肢のうち、どれが最善であるかを問うのが倫理学である、と⁽¹⁾。この点から言えば、「できること」の領域が広がれば広がるほど、それに応じて倫理学の仕事も増えることになる。今日の生命倫理学の隆盛も、医療技術の発展が「できること」、「できしまつこと」の領域を大幅に拡大させたことに起因している。

しかし、新たな技術が以前にはなかった選択肢を生じさせるとしても、選択を決定する際、その根拠となる原理そのものもまったく新たなものでなければならぬかという点、必ずしもそうではない。例えば、臓器移植、精子・卵子提供、代理母、人工妊娠中絶、等々は、確かに技術の発展がもたらした新たな選択肢である。しかしこれらの行為の決定は、従来の所有権の

原理でもって行うことが可能である。

自分のものについては自己決定が認められる、あるいは、自分のものは自分の自由に処理してよい、というのが所有権の原理である。そして、自分の身体は自分のものである。それゆえ、自分の身体についても、自分の好きにしてよいはずである、となる。この場合、新たな技術がもたらしたものは、決定の際の選択肢の拡大、処理の方法、使用方法の拡大だけであって、自分のものは自分の自由に処理してよい、という原理そのものは変更されていない。

これらの行為を肯定する者の多くは、実際このような所有権の原理をその拠り所としている。これらの行為は、旧来からある原理そのものには変更を加えていない。にもかかわらずこれは、ことさら倫理的問題とされる。それはなぜであろうか。こうした考え方のどこに問題があるのだろうか。それはやはり、身体が所有物とされている点であろう。

身体の所有権は、後に触れるロックに代表されるように、従来自明のことのように前提されてきた。しかし当然身体は外的

事物とは異なる存在様式をもっている。身体と外的事物を等しく所有権のカテゴリーで扱うことはもともと問題をほらんでいたのである。だが異なっているにしても、旧来、身体を所有権のもとに理解することは、今日のように問題はならなかった。あるいは異なるからこそ、問題にはならなかったと言えよう。身体を外的事物のように扱うことができなかった時代には、違いをあらためて問う必要性は生じなかった。外的事物のように扱うことが技術的に可能になったからこそ、その問題性が表に出てきたのである。

身体を所有物と捉えることに問題があるとして、ではその所有権を否定すればよいのであろうか。しかしこれは容易なことではない。身体の所有権は「自分のからだ」という直観と根強く結びついていると考えられるが、この直観は容易に覆すことのできないものである。この身体は、親がつくったものだから親のものだ、神がつくったから神のものだ、と言ったとしても、そのとき既にこの「自分の」身体は、という意識が入り込んでいる。「自分のからだ」という直観が強固なもので、容易に否定することができない以上、その所有権を否定することも容易なことではないであろう。所有権はまた一般に、その所有物に対する他者からの介入を排除する機能をもつ。身体の所有権が認められていなければ、他者からの介入を容易に許すことになってしまふのではなからうか。この点から言えば、他者からの介入の防波堤として、むしろ身体の所有権を積極的に認めべきではなからうか。

身体の所有権は、容易には否定できない。むしろ積極的に認めるべきである。しかしそうすると今度は、身体が、外的事物と同様、所有者による自由な処理の対象となつてしまふ。そこに身体の所有権特有の問題性がある¹⁾。

この問題性はあくまで、先にも述べたように、身体と外的事物とが異なる存在様式をもっていることに起因している。異なるにも関わらず、同列に扱われてしまうことに、我々は、抵抗を感じたり、問題性を喚び取ったりするのである。まったく同じであればそうはならない。

それゆえこの問題を扱う際、まず明らかにしなければならぬのは、身体特有の存在様式とはどんなものか、ということである。小論の問題意識もここにある。小論は、臓器移植等、身体²⁾の所有権がもたらす諸問題に対して、何らかの具体的な判断を与えることを主要課題とするものではない。小論が意図しているのは、身体³⁾の所有権がもたらす問題を、まさしく問題たらしめている所以のもの、すなわち、所有の問題領域における身体特有の存在様式の解明である。

この問題意識のもとに小論では、ヘーゲル『法哲学』における所有と身体・生命をめぐる議論を取り上げる⁴⁾。ヘーゲルは二百年ほど前の思想家ではあるが、我々の問題意識にとって見るべきものを有していると思われる。以下では、まず、身体⁵⁾の所有を考察する前提として、人格と物件一般の規定を取り上げる(一)。所有は一般に、人格の物件に対する関係に他ならぬからである。次に、身体と生命について、それらが所有物と

してもつ特有の存在様式を考察する(二)。身体に加え生命を考察するのは、生命が身体と分かちがたく結びついており、身体と同様、特有の存在様式をもっているからである。これらを踏まえ次に、譲渡論を取り上げる(三)。それは、所有物は一般に譲渡されるものであるが、身体の場合はどうかという問題意識からである。

一 人格と物件

所有関係とは一般に、人格(Person)の物件(Object)に対する関係である。それゆえ所有とは何かを問題にするとき、まず人格とは何かの規定されなければならない。

人格性とは何かが規定されるのは、主体がたんに自己意識一般を、具体的なものとしての自分、なんらかの仕方規定されたものとしての自分、についてもつときではない。むしろ、あらゆる具体的な制限されたあり方と通用性が否定されていて通用しないところの、完全に抽象的な自我としての自分について、主体が自己意識をもつかぎりにおいて、そこにはじめて人格性をはじめまる。(三三節注解)

ここでまず指摘できることは、主体と人格の違いである。主体であるだけでは人格とは言えない。主体はただ人格性の可能性でしかない(三四節追加)のである。

我々は、それぞれ、様々な規定性を身につけた個別的主体である。1年に、1県で生まれ、1という名前を付けられ、1

学校を卒業し、1会社で働き、等々、我々は様々な規定されている。これが我々の具体的なあり方であろう。しかしこのような規定性のうちにある自分を意識しているだけでは、主体は人格であるとは言えない。我々はこのように規定されている一方で、こうした規定性的一切を捨象しうる。すなわち、こうした規定性から自分を区別し、これやあれやの自分が自分なのではない、規定性を排除した純粹な自分が自分なのだ、と主張しうる。この純粹な自分、「完全に抽象的な自我としての自分」、この意識をもつとき、主体は人格であると言いつるのである。人格は、あらゆる規定性から解放された、「純粹の対自的存在における自由の個別性」(同)である。

人格は、このように、完全に規定された有限性のうちにおいて、自分は自分であり、自由であるという、無限性を意識しうる。「人格のうちには、無限なものともつたただ有限なもの、規定された限界ともつた無限のものとの、こうした一体性がふくまれている」(同)。この際、有限と無限との一体性といっても、無限性の側、抽象的で純粹な自分自身との関係が重視されているのは明らかである。そしてこの人格の抽象性が、法的人格としての平等性を可能にする。我々は、あらゆる規定性を捨象した人格として、互いに等しい。我々は、このような人格として権利主体となる。すなわち「ただ人格性だけが物件にたいする権利を与える」(四〇節注解)のである。ではその物件とは何であろうか。

人格とは、主体が一切の規定性を捨象し、自分の内面性のう

ちへと折れ返ったところに成立するものであった。それゆえこの点から逆に、人格の内面性に対する外面的なものが一般が物件となる。すなわち、人格でないものすべてが物件のなかに含まれるのである。かくして所有関係とは、内的なものである人格が、外的なものである物件に、みずからの意志を置き入れることのうちに存することになる。

人格は、どの物件のなかへも自分の意志を置き入れる——このことによつてその物件は私のものである——という権利を、自分の実体的な目的としている。というのは、物件はそれ自身のうちにそのような目的をもつておらず、その規定とたましいに私の意志を受けるからである。

これが人間の、いつさいの物件にたいする絶対的な、自分のものにする権利である。(四四節)

他在における自己認識、これがヘーゲルの自由である。何かを自分のものにする。外的物件のうちに自分の意志を置き入れる。所有という行為は、人格がおのれの自由を現実化するための必然的行為なのである。

意志と物件の関係は、ヘーゲルによれば、(α) 占有取得、(β) 使用、(γ) 譲渡、に区分され(五三節)、さらに(α) 占有取得には、肉体的獲得、形づくり、標識づけ、の三つがあるとされる(五四節)。しかしこれらを詳論することは、小論の目的から外れる。小論では様々な所有活動の大前提となる身体・生命の所有に焦点を絞る。

二 身体・生命と所有

身体・生命は、ヘーゲルの所有論において最初の所有物とされる。そしてとりわけ身体を使用し、身体によつて他の物件に働きかけることから、所有が拡大していく。この点ではひとまず、ヘーゲルはロックの労働所有論を継承していると言ふことができる。

人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといつてよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混じたのであり、そうして彼自身のものにしてそれは彼の所有となるのである¹⁾。

自分の身体によつて労働を加えたものが、自分の所有物となる。これがロックの労働所有論の原型である。この際、自分の身体に対する所有は自明のものとされ、詳しく論じられてはいない。それに対しヘーゲルの場合、身体、および生命に対するより詳しい規定が与えられている。それを少し細かく見ていきたい。

① 身体

ヘーゲルの身体理解において特徴的であるのは、人格と身体

の關係を、統一、區別、再統一、という弁証法的關係として捉えるという点である。

まず、人格と身体は、直接的な統一、一体性のうちにある。

人格として私は自身が直接に個別者である。——このことをもつとすんだ規定でいえば、まず第一に、私はこの有機的な肉体において生きており、そしてこの有機的肉体は内容からいつて普遍的な、分かれたれぬ、外的な、私の現存在であり、さらにもつと規定されたすべての現存在の實在的可能性である、ということである。(四七節)

私は、分かれたれぬ身体のうちに直接生きている。ここでは、私は身体をもつていけると言うことはできない。もつていけると言うことができるためには、私と身体とが區別されていなければならぬ。

私は身体のうちに住きているが、この身体を自分自身から區別することができる。これが區別の段階である。これはおのれの人格性を自覚することと表裏一体をなしている。身体との一体性から自分の内面性へと折れ帰ることによって、同時に身体がおのれにとって外面的なものとして対峙することになる。それゆえ物件が、内的なものである人格に対する外的なもの一般である限り、身体もまた物件のうちに含まれることになる。

この物件とは、自由にとつておよそ外的なものとしての一般的な意味での物件であり、これには私の肉體、私の生命もまた属する。(四〇節注釋)

人格と身体が區別され、身体が物件とされることによつて、

身体が「もつ」という所有關係のうちにもたらされる。所有とは、人格がみずからの意志を物件のうちに置き入れることであった。それゆえ、人格として私は「私の生命と肉體をも、他のもろもろの物件をも、ただそうすることが私の意志であるかぎりにおいてのみ、もつ」(四七節)と言われる。

人格と身体は、両者の直接的な一体性から、両者の區別を経て、所有という観点により両者は關係づけられることになった。しかしこの物件としての身体の所有という観点で、人格と身体の關係が論じ尽くされているわけではない。まず第一に、身体が物件に含まれるとすれば、身体は他の物件とまったく同じであるのか、これが明らかにされなければならない。そして第二に、身体の所有ということが、人格と身体の關係づけを意味するとしても、その「もつ」という關係は一体性のあり方としては弱いものである。眞の一体性は、「である」という關係、「私は身体である」という關係でなければならぬ。では「私は身体である」と言えるのだろうか。

この二つの問いは、密接に結びついている。結論から先に言えば、身体は物件であるとしても、他の物件と單純に同一視することのできない特有の性格をもつた物件なのである。身体に對しては、「私は身体をもつ」ということと、「私は身体である」ということの両方を主張しうる。「私は身体である」と主張しうる点で、身体は他の物件と異なるのである。

「私は身体である」、これが明確になるのは、他者が私の身体に危害を加えるときである。

他人から私の肉体に加えられた暴力は、私に加えられた暴力である。

私は感じるのだから、私の肉体にたいして手を触れ、暴力を加えるのは、私に直接、つまり現実的かつ現在の手に触れるのである。この点が、人格的な侮辱と、私の外面的な所有の侵害との、区別をなす。(四八節注解)

私の身体に対する侵害は、単なる物体、私の外的な持ち物に対する侵害ではない。私自身への侵害なのである。このことは性暴力の例を考えても理解される事柄であろう。性暴力が卑劣であるのは、侵害されるものが、私と異なる身体ではなく、私である身体、それゆえ私そのものだからである^(註)。身体に危害を加えられても心は別だ、というような話は詭弁でしかない。

肉体が虐待されて、人格の現存在が他人の暴力に屈せしめられても、物自体、たましいは、触れられず冒されないのだというような区別立てをなしうるのは、理念のない、ソフィスト的な悟性でしかないのである。(同)

かくして、人格と身体の一体性、「私は身体である」というあり方が明らかにされたと言えよう。人格と身体の関係は、以上のように、直接的統一、区別、再統一、という弁証法的運動として捉えることができる。これは通時的な過程と言えるが、この関係は其時的なものとして捉えることもできる。すなわち、人格と身体とは、一体であると同時に、区別されるもする。

「私は身体である」と「私は身体をもつ」が同時に成り立ちうる。一つの人間存在において、統一のあり方と、区別のあり方

が、一体になっている。ここにヘーゲル特有の「無限性」の論理構造を認めることができよう。人格と身体とは、統一と区別との統一、という無限の関係のうちにあるのである。これがヘーゲルの身体理解の特色である。

②生命

身体論で問題であったのは、身体の個々の部分というより、身体一般、総体としての身体である。その限り、人格と身体との間に存したのと同様の関係が、人格と生命との間にも認められる。生命は総体的なものだからである。人格と身体とが無限性の関係にあつたように、人格と生命も無限性の関係のうちにある。

この際、この無限性は、あくまで人格とその生命との間におけるものである。こう言うのはヘーゲルが、「精神現象学」、自己意識の章において、無限性の構造をもつ普遍的生命からの自己意識の生成過程を描いているからである。「法哲学」ではそうした過程は論じられない。そうした議論はむしろここで論じられる人間存在の前提として、背景に退いている^(註)。ここでの生命は、普遍的生命といった形而上学的概念ではなく、個々の生命あるものの生命である。この生命と人格との間に無限性が成り立っているのである。このことを自殺論で確認していきたい。

ヘーゲルは、自殺できることに人間と動物との違いを見ている。

ひとり人間のみがいつさいを、おのれの生命をも放棄しうる。人間は自殺を行うことができる。動物はこれができ

ない。(五節追加)

自殺することができるためには、殺すものと殺されるもの、主体と客体、おのれと生命とが区別されていなければならぬ。区別という点で、身体の時と同様、「私は生命をもつ」という所有関係を認めることができる。人格から区別された生命は、一つの物件であり、これに意志が置き入れられることによって所有物となる。所有物であるからこそ、自殺できる。

私はこの五体を、生命を、ただ私がそれを意志するかぎりにおいてのみ、もっている。動物は自分で自分を不具にしたり自殺したりすることはできないが、人間はできる。

(四七節注解)

ヘーゲルはこのように、自殺できることに人間の人間たる所を見ている。しかしかといってヘーゲルは自殺を勧めているわけではない。ヘーゲルは、人間が自殺することができることを認める一方で、人間に自殺する権利があるかどうかを問う。答えは「ない」である。

外面的な活動の包括的な総体、すなわち生命は、それ自身がこのものであり直接的である人格性にたいして、なんら外的なものではない。生命を放棄すること、ないしは犠牲に供することは、この人格性の現存在であるどころか、かえってその反対である。

それゆえ私は生命の放棄にたいしては総じてどんな権利をももっていない。(七〇節)

このようにヘーゲルは自殺する権利を否定する。その際、人

格と生命の一体性が理由となっている。人格にとつて生命は外的なものではない。生命の消滅は人格の消滅である。人格と生命が一体である限り、生命に対しては、放棄の権利を言うことさえ不適当である。

人格がその生命のうえに支配を及ぼす権利ということ論じるのは、人格が自分のうえに支配を及ぼす一つの権利をもっているということになるから、それは一つの矛盾である。人格はこのような権利はもっていない。(七〇節追加)

ヘーゲルは、人格と生命との区別の点から自殺可能性を認め、一体性の点から自殺の権利を否定している。人格と生命の関係は、身体の時と同様、無限性の関係である。「私は生命をもつ」と「私は生命である」の関係が、一つの人間存在において成り立っている。

以上の考察で、身体・生命の特有の存在様式が明らかになつたと思われる。両者は、人格とのあいだに、「もつ」と「である」を一体化させた無限の統一をもっているのである。この考察をふまえて、身体・生命の譲渡可能性について、ヘーゲルの議論を取り上げることにしたい。

三 譲渡しうるものとしえないもの

まず最初に、人格自身は所有対象となりえないことを確認する。人格そのものは、主体が自分の内面性へと折れ返ったとこ

ろに成立するものであり、その内面性に対する外的なものが物件、すなわち、所有対象となりうるものであった。人格それ自身は決して所有対象とはなりえず、それゆえ譲渡することもできない。

私の最も固有な人格と私の自己意識の普遍的な本質となすような、もろもろの貴重なもの、あるいはむしろもろもろの実体的な規定、すなわち私の人格性一般、私の普遍的な意志自由、倫理、宗教のごときは、外に譲渡されえない。(六六節)

人格はあくまで所有主体であつて、所有対象なのではない。譲渡しうるのは、あくまで物件である。

客観的にも、契約にもとづく権利は人格にたいする権利ではなくて、人格にとつて外的なものにたいする権利、あるいは人格によつて譲渡されるべき或る物にたいする権利、つねに物件にたいする権利である。(四〇節注解)

しかしながら、譲渡しうるものが物件であるとして、身体や生命はどうなるであろうか。先に見たように、身体・生命は、人格と一体であると同時に、人格にとつて物件と見なされる側面をもつものであった。物件であるなら譲渡しうるのであらうか。だとすれば、人格を譲渡することになるのだろうか。

この問題を考えるには、どのような意味でそれらが人格と一体とされていたのかを思い起こさなければならぬ。すなわち、人格と一体とされていたのは、総体としての身体、総体としての生命、である。つまり、総体的なものでなければ、物件とし

て譲渡が可能となるのである。通常の労働契約などはこれにあたる。

私の特別な、肉体上および精神上のもろもろの熟練と、活動のもろもろの可能性とについて、私は個々の諸産物と、時間上制限された使用とを、他人に譲渡することができる。なぜなら、この制限にしたがつて、それらは、私の総体性と普遍性に対する一つの外面的な関係を与えられるからである。(六七節)

時間制限付きの身体の使用、あるいは、全生存時間の一部は、総体、それゆえまた人格とは異なる。その点で、他人に譲渡可能な物件となりうるのである。総体を譲り渡すのであれば、人格を譲り渡したことはない。

では、身体の使用やおのれの生存時間を制限なく譲渡する場合にまつた考えられないであろうか。例えば奴隷はどうであるか。奴隷は、身体・生命の全体的な譲渡、それゆえ人格の譲渡と言えるのではなからうか。

この際、奴隷に関して譲渡という言葉は不適當であると考えられるかもしれない。しかし奴隷化は、それがいかに強制的なものに見えても、譲渡と見なしうる。奴隷になる者は、生命を危険に冒しても断固として拒否するという選択肢を放棄し、みづから奴隷になることを受け入れたのである。あるいは場合によつては、みづから進んで奴隷契約を結ぶ者もいるであらう。結局、「だれかが奴隷であるということは彼自身の意志のせい」

(五七節追加) なのである。

それゆえ奴隷になるのを受け入れる者は、総体としての身体・生命を他人に譲渡する契約を結んだと見なされう。そうであるならば、それは人格の譲渡になるのではない。自己奴隷化はまた、自分の意志の自由、それゆえ自分の内面性そのものの譲渡とも見なされう。この点から言っても、自己奴隷化は、人格そのものの譲渡になるのではなからうか。だとすればそれは、人格そのものは譲渡できないという原理に反するのではないか。

ヘーゲルは確かに、ひとまず奴隷契約を人格の譲渡であると考ええる。しかしその契約を破棄できる契約とする。

奴隷がおのれを自由の身にすべき絶対的な権利をもつこと、また、だれかが自分の倫理を売って盗賊や殺人を請け負ったとすれば、このことは即かつ対自的に無効であつて、だれでもこの契約を取り消す権利を有すること、——これはことからの本性に属している。(六六節追加)

奴隷契約を結んで自由を譲り渡すことは、犯罪を請け負つて良心を譲り渡すことと同様、自分の内面性、人格性を放棄することである。しかしこれは、誤つた契約なのである。これは本来契約対象となりえないものに対する契約なのである。

人格は、主体が自分の内面性へと折れ帰つたところに成立するものであつた。たとえ奴隷契約を結び、その時点でおのれの内面性を放棄したとしても、奴隷は自分の内面性への無限の折れ返りによって、おのれの内面的自由を自覚し、人格性を回復することができる。それゆえ人格が無限の自己内反省の運動を

有する限り、物件として所有対象にはなりえないのである。そして人格がこのようなものである限り、人格と一体である総体としての身体・生命も解放されなければならない。総体としての身体・生命は、人格から区別される点で、譲渡の対象と見なされるが、人格と一体である点で、その契約は無効とされなければならないのである。自分のものは自分の自由にしてよい、というのが所有権の原理だとしても、総体としての身体・生命はこの原理にはあてはまらないのである。

結 び

身体・生命の存在様式、身体の譲渡可能性、これらの考察によつて浮かび上がったのは、単なる物の所有に還元できない、人格との一体性である。外的事物の場合とは異なるこの人格との一体性こそ、身体の所有論を考察する上での欠くべからざる視点の一つであると思われる。これを踏まえ最後に、この人格との一体性に関し、現代の生命倫理の観点から若干の考察を加えておきたい。

ヘーゲルの場合、人格との一体性は、主として総体としての身体・生命に当てはまるものであつた。先に述べた、通常の労働契約と奴隷契約の違いは、身体使用の時間制限の有無として捉えられた。身体使用の譲渡は、時間制限があるものであれば、人格を譲り渡すことにはならないが、時間制限がなければ、人格を譲り渡すことになる。これはヘーゲルの論理学の観点から

言えば、量と質的変化との関係を示す一例と言える。水を熱する場合、温度の上昇はある限度を越えると、水という規定性、すなわち質に変化をもたらし、水を水蒸気たらしめる⁹⁾。これと同様の関係をここに見て取ることができる。身体使用の場合、時間という量的なものの全譲渡が、質的なものである人格性の譲渡となる。この場合の量的なものは、質的変化をもたらずような限度を越えないものであれば、譲渡可能となり、限度を越えると不可能となる。

ではこの量と質との関係を、現代の生命倫理の観点から見た場合、どのようなことが言えるだろうか。ヘーゲルでは、分割され譲渡可能なものは時間であった。しかし現代では、生命体そのものが物理的に分割され譲渡可能なものとなっている。そこにヘーゲルの時代との大きな相違がある。問題は、この物理的に分割可能となった生命体が、時間とまったく同様に量的なものとして考えられるかどうかである。取り出された臓器を、我々は分割された単なる量的物体として捉えているだろうか。臓器提供する者が、自分の臓器を単なる物体と捉えていたとしても、受け取る者、周りの者は、そこに質的契機を介在させはしないだろうか。質、人格性が消滅し、単なる量的物体と考えられて良いはずの脳死体の臓器であっても、そのもとの持ち主の人格性を意識させずにはおかないのではないか。実際、臓器移植が、移植を受けた者に、アイデンティティの点で不安や動揺を引き起こすことがあるという¹⁰⁾。これも、移植された臓器が、もとの持ち主の人格性と密接に結びついているからである。

う。身体の場合、部分であっても、質、人格性と一体化しているのである。

このように、身体が分割され譲渡可能なものとなった現代において、ヘーゲルが洞察した人格との一体性という視点は、形を変えてなおも生き続けている。単なる量的物質に還元できない、質と密接に結びついた身体であるからこそ、身体が所有権のカテゴリーにもたらされるときの問題視されるのである。自己所有権に基づく生殖医療が問題になるのも、それが未来の質、未来の人格性に関わるものだからである。身体所有権の問題の根幹に、この人格性の問題があると言えよう。

さて、以上を認めたとして、さらに問わねばならないことは、「人格とは何か」ということになるであろう。人格のあり方があらためて問い直されなければならない。ヘーゲルが与えたる人格の規定だけでは、現実の諸問題に対応しきれないことは明白である。現代の生命倫理学では、人格の問題にパーソン論という術語があてられ、一つの固有の問題領域を形成している¹¹⁾。そこでは人格と非人格とを区別する限界点をどこに置くか、線をどこに引くのか、すなわち人格の質的規定そのものが問われている。身体所有権に取り組む者も、まさしくこの人格の質的規定の問題に関わらなければならない。だがこの問題は、すぐに答えの出るような容易なものではない。この問題に対しては稿をあらためて取り組むこととし、ひとまずここで小論を終わることにしたい。

(1) 註

加藤尚武「科学技術と倫理」、加藤尚武・松山壽一編「科学技術のゆくえ」ミネルヴァ書房、一九九九年、三二二頁以下を参照。

(2) 加藤秀一「身体を所有しない奴隷——身体への自己決定権の擁護」、「思想」九二二号、二〇〇一年、一三三頁以下を参照。

(3) G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Frankfurt a. M., Bd. 7.

(4) (引用の際は節番号を記した。訳文は、藤野渉・赤澤正敏訳『法の哲学』中央公論社、をそのまま使わせてもらった。) J・ロック「市民政府論」(鶴飼信成訳) 岩波文庫、一九六八、三二二頁。

(5) 加藤秀一前掲論文、一二二頁以下を参照。また、私と身体との一体性に関して、多重人格症の例を挙げることもできよう。多重人格症の多くが、幼児期の虐待に起因していると言われる。人格がまだ明確に定まっていない幼児は、身体に加えられた虐待という事実を、虐待の記憶をもつ人格に任せ、虐待を知らない、それゆえ虐待の記憶をもつ人格を知らない、まったく別の人格を新たに作りあげるのである。このようにして虐待の悲惨さを乗り越えるのである。ヘーゲルの普遍的生命の議論を所有論に取り入れたものとしては、熊野純彦「所有と非所有とのへあわい」で(上)

——生命と身体の自己所有をめぐる断章——、「思想」

九二二号、二〇〇一年、がある。熊野氏は普遍的生命の観点から、原初的な所有の受動性を強調している。「私が生命を所有するのではない、生命が私を所有する」(二〇頁)。

「私が生命を所有するのではなく、生命が私を所有する」とこそが所有のはじまりであるとすれば、所有の開始は一般的な受動的なものでしかありえない」(二三頁)。

(7) G. W. F. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften I*, G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Frankfurt a. M., Bd. 8, S. 226. 邦訳:『小論理学(上)』(松村一人訳) 岩波文庫、二六頁。

(8) 出口 顯「商品としての身体、記号としての身体——臓器移植・アイデンティティ・想像の共同体」、「思想」九二二号、二〇〇一年、九一頁以下を参照。

(9) 加藤尚武・加茂直樹編「生命倫理学を学ぶ人のために」世界思想社、二〇〇〇年、「基本概念と問題点」の「[C] パーソン論」を参照。

〔参考文献(註で挙げた以外のもの)〕

加藤尚武「ヘーゲルの「法」哲学」青土社、一九九三年

立岩真也「私的所有論」勁草書房、一九九七年

出口 顯「臓器は「商品」か」講談社現代新書、二〇〇一年

森村 進「自由はどこまで可能か」リリパタリアニズム入門」講談社現代新書、二〇〇一年

鷺田清一「所有と固有——ジョン・ロックの《所有》論をめ

ぐつじ、上・『季刊 ichiko』二二九号、一九九三年／
下・『季刊 ichiko』三〇号、一九九四年

「わたし」は誰のもの？ 臓器移植、知的所有、レ
ンタルショップ——ゆれ動く〈所有論〉の背景を考
える』、『THIS IS 読売』、一九九五年二月号

「所有と固有」、大庭健・齋田潜一編『所有のエチカ』
ナカニシヤ出版、二〇〇〇年

(すずき・さとる 筑波大学哲学・思想学系)